

ポイント

国のガイドラインに基づきつつ、本県の実情を踏まえた部活動改革及び地域クラブ活動の方向性等を示すとともに、地域展開が進むまでの間の学校部活動の在り方を明確にする。

対象

公立の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の活動を主な対象とする。ただし、「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とする。

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

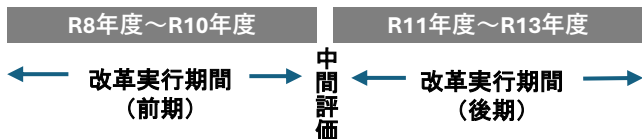
改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かな幅広い活動を保障
- 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

取組の類型・名称

「**地域展開**」：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること
「**地域連携**」：学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること
※「**地域展開**」と「**地域連携**」をまとめて指し示す場合には「**地域展開等**」ということとする

改革期間



取組方針

休日

改革実行期間内に、全ての市町村の学校部活動において地域展開の実現を目指す ※前期の間に、全ての市町村において確実に地域展開に着手

平日

地域の実情を踏まえたうえで、市町村において、地域展開に向けた取組を実施する

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施

認定制度

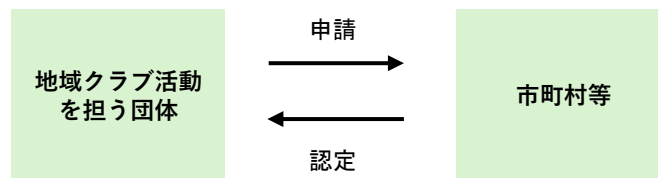
- 国が示す要件等に基づき、市町村等において認定を行う仕組みを構築する
- 市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施

国が示す認定要件

- ①目的・理念 学校が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障
- ②活動時間・休養日 活動時間：平日1日2時間程度以内、休日1日3時間程度（週当たり11時間程度の範囲内に収まるよう柔軟な対応を行う）
休養日：週2日以上
活動維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
- ③参加費
- ④指導体制 暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底
市町村等が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わる
- ⑤安全確保 事故防止の徹底（緊急時の連絡体制の整備）、保険の加入
- ⑥運営体制 関係法令の遵守、規約の作成・公表、公正かつ適正な会計処理
営利を目的とせず運営、大会等の運営に積極的に協力
- ⑦学校との連携 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

呼称

認定地域クラブ活動



※詳細は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン、別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度（文部科学省）令和7年12月」参照

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制の整備

【国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担】

国	県	市町村等	運営団体・実施主体
・全国的な取組方針等を示すとともに地方公共団体へきめ細かな支援 ・周知・広報や関係団体との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施	・リーダーシップを発揮し、県全体の地域展開を推進 ・県の改革方針を示す ・市町村等に対するきめ細かな支援 ・広域的な基盤づくり	・改革の責任主体 ・幅広い関係者と連携・協働 ・地域展開の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・地域クラブ活動の認定 ・運営団体等への支援・指導助言	・運営団体は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 ・実施主体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が所属する中学校等との連携を図る
○県及び市町村は、関係団体等・大学・民間企業との連携を図る

Ⅳ 学校部活動の在り方

適切な運営のための体制整備

- ・学校部活動に関する方針の策定等
- ・指導・運営に係る体制の構築

適切な指導及び安全・安心の確保

- ・再発防止「岩手モデル」の趣旨を踏まえた、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- ・合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

適切な活動時間・休養日の設定

中学校	○休養日 ○活動時間 ○その他	週2日以上（平日1日以上、休日1日以上）の休養日（原則とする） 平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること
高等学校	○休養日 ○活動時間 ○その他	週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週あたり2日以上以上の休養日を設定 学校の特色及び種目を考慮し、各学校において適切に設定 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定することが望ましい

生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

- ・性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

各種課題への対応

以下の6項目について、基本的な考え方及び具体的な取組内容を提示

- ①運営団体・実施主体の整備等
- ②指導者の確保・育成
- ③活動場所の確保
- ④活動場所への移動手段の確保
- ⑤生徒の安全・安心の確保
- ⑥障がいのある生徒の活動機会の確保

ニーズ反映・参画促進等

- ・生徒等のニーズの把握・反映（アンケート調査の実施、ワークショップの開催）
- ・地域クラブ活動への参画促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）
- ・生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合い等）

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

生徒の大会等の参加機会の確保

- ・地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進
- ・交通費、宿泊費の支援について、市町村において部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援する
- ・地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとできる

大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

- ・地域クラブ活動における大会等の引率は、原則、地域クラブ指導者等が担う
- ・学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など教師以外の者が担うことを原則とする
※やむを得ず教師が引率を行う場合には、教師の負担が過度とならないよう配慮すること

生徒の大会等の安全確保

- ・熱中症対策等、運営上の工夫を実施

大会の在り方

- ・多様なニーズを踏まえた大会等を開催

Ⅵ 関連する制度の在り方

- ・教師等の兼職兼業の円滑化
- ・教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- ・高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い